

5-11. 住民の目から見た流域治水への期待

自然災害には地震津波、豪雨災害、火山災害というような気象を誘因としたものが多く、わが国では水害や土砂災害というような形で遭遇するものが多いと思います。その時の土砂生産や水の流出の出どころは地質や地形といったものに関係しますが、加えて、地表上のものの在り方も関連してきます。傾斜しているところの土砂が不安定であればくずれず、降雨が多くなれば不安定化するところも出てきます、植生の吸収力が低下していれば降雨水は浸透しないで下流へ直接流出します。流出力が大きければ流木の押し流しや浸食が進みます。時には地質構造にも影響を与えて、大規模な深層崩壊を発生させて、天然ダムを形成するという変動というべきものも出現します。このような現象は、当然下流へも影響を与えることとなります。このような事象がいつ起きるのか、どこで起きるのかを確実に知ることはできません。しかし、かつて起きたという事実は、地形や記録等で確認することができますので、決して空想でないということを知っておくことは大切なことです。長い時間で見ると、地形の形成にはこのような大きな変動がかかわっていて、それが大水害、巨大地震や津波、山腹崩壊、火山活動といったものだったのです。このような大きな事件の間に様々な自然現象が繰り返され、人間とのかかわりで災害という形で被害を蒙るという繰り返しだったということになります。

大きな河川では、上流、中流、下流という区分がされていますが、おおむねこの区分にあるような様々な河川管理をするインフラ、河川を利用するための施設、周囲の居住域や休養エリアなど多様なものが配置されています。これらは、それぞれに管理する機関があって、いわば縦割りのものになっています。したがって、それぞれにはリスクマネジメントがなされていても、河川の作用にかかわる情報の共有意識は少なくなっています。つまり、災害時に統合した対応を想定していなかったりすると、副次的な災害が誘起される状況にあります。そこで、国においては流域治水という総合的な視野から、多面的なリスクを特定して備えるという構想の下に見直しや支援事業が行政機関の縦割りを排して有効に機能させる方針を立てました。つまりステークホルダーの観点から流域といった広い範囲を対象に防災を実践するということになりました。

この流域治水という考え方は、2019年の台風19号の大規模な浸水被害を契機に、国は治水対策と氾濫の危険性の伝え方について構想されたものです。台風19号では、千曲川や阿武隈川といった大河川でも堤防が決壊したし、流量もダムや堤防などのハード対策が目標としたものを大きく超えることになりました。それで、様々な見直しも含めての一つとして、これまでのダムや堤防で制御するのに加えて、遊水池を設置して、流水を分散させるというものです。そのためには住宅地の移転や農耕地への優遇策など今後の課題は多いのですが、流域全体で治水を行うというものです。また、気象庁が大雨の特別警報を解除した後での川の氾濫するケースが続いたことから、特別警報の「解除」ではなく、「切り替え」とし、大きな河川では最大24時間先までの水位の上昇の見込みを示す情報を発表して大雨のピークを過ぎたあとの氾濫への警戒も出すことになりました。